

資料7

熊本市障がい者自立支援協議会で取り扱う課題一覧

委員提案内容					令和2年9月現在の状況	障がい者生活プラン				
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組				
自立支援協議会の進め方	各領域(障がい児・者就労、地域生活等)や地域ごとの相談支援を通じた個別的課題の共有	本会議では行政側からの政策・制度的な報告事項が主で、各領域の個別課題を協議会で共有して議論する機会が少ない。	R1	各部会で事例検討(困難事例等)を行っているので、地域の多種多様な委員で構成されている本会議に挙げ議論し、合わせて政策的提言につながるような機会とする。	事務局からの説明は最小限にし、委員同士の意見交換に時間をとつており、各部会からだけでなく、障がい者相談支援センターが日頃抱える困難事例などを、様々な立場が集まる本会議の場で協議する時間をとれるよう検討していく。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	⑦関係機関・団体との連携による支援体制の充実	必要に応じて検討
	地域に密着した、より有機的な自立支援協議会の設置運営のあり方	地域課題の抽出、地域のサービス基盤の整備のためには、本会議のみでは、より地域に密着した取組や求められる機能を果たすことが難しい。	R1	地域生活支援拠点として位置づけられる障がい者相談支援センターを中心に、区域ごとの協議会の設置や課題(ニーズ)に応じた委員の追加等、柔軟な運営方法の検討はできなかいか。	本市には、各区ごとに障がい福祉ネットワーク会議や、地域発達支援ネットワークがあり、様々な立場や関係機関が参加し、地域課題の集約や解決に向けた検討などが行われている。障がい者相談支援センターの機能強化員との情報共有も行われており、本会議で取り扱うべき地域課題があれば、本会議にあげていただき、その都度検討していただきと考えている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	⑦関係機関・団体との連携による支援体制の充実	必要に応じて検討
	各支援機関等の連携体制が障がい当事者及びその家族にとって実質的に役立つものとなっているのかの客観的な評価	「連携」あるいは「ネットワーク」の強化によって、いわゆる「セーフティーネット」の充実が図られ、支援の輪からこぼれる人たちが出ないようにしよう、という取り組み自体は重要なだと認識している。だが、一方で、「オールくまもと」という捉え方がかえって、「誰が(どこが)責任を持って、継続した支援を行っていくのか」という「責任の所在」を曖昧にしてしまってはいないか、という懸念が、障がい当事者や家族の意識の中にはある。支援を求めている人にとっては、あたかも「ワンストップ」で、求める支援が受けられる、という体制を整えることこそ、自立支援には求められるのではないかと考える。	H29	発達障がいについて言えば、発達障がい者支援センターみなわが、これまでの相談事業等の実績を数値的に分析・評価している資料があり、同センターの連絡協議会で報告されているが、分析内容が連携している各機関で有効に活用される機会がない。他の障がいについても、同様の支援機関等が有する分析資料等が活用されていないのではないかと懸念される。そうした資料を「可視化」し、「実質的」に活用せることこそ、自立支援協議会に求められるのではないかだろうか。	熊本市では障がい福祉に関する会議や協議体は複数あり、取り扱われる事項も様々であるが、部会や本会議で検討を進める際にそうした別会議での報告資料等が必要な場合は、可能な範囲で提供させていただきます。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	⑦関係機関・団体との連携による支援体制の充実	必要に応じて検討
自立支援協議会の進め方	地域の実情に応じた社会資源開発に向けた取り組み	・地域(熊本市)の実情に応じた社会資源開発に向けた取り組み(現状の把握・評価と新たな社会資源の開発)について、インフォーマルな社会資源の開発も含めて、障がい者・児事業所、各種当事者団体や教育、労働関係者が共に集う自立支援協議会における検討課題としてはどうか。 ・障がい者(児)福祉サービスの充実を図ってほしい。	H27-28	各部会・区役所毎に社会資源、障害福祉サービス内容の現状把握と検証、当事者や当事者団体から意見集約し、熊本市に不足している社会資源を明らかにする。 ・インフォーマルサービスの充実、必要な福祉サービス内容の検討	社会資源の情報共有、開発については、各部会や各区ネットワーク会議でも検討されているところである。また、平成30年度よりモデル圏域において熊本市障がい者相談支援センターが地域の関係機関との連携により、地域の社会資源や地域課題等について整理を行っている。今後もニーズに合わせた検討を引き続き行う必要があると考えている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	⑦関係機関・団体との連携による支援体制の充実	実施中

委員提案内容					令和2年9月現在の状況	障がい者生活プラン			
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組			
	保健・医療・福祉・教育・労働の各分野から委員が参加しているため、それぞれの分野の課題を共有化できる機会が欲しい	障がい福祉に係る支援の体制上の課題を検討する際に、特に、保健・医療・教育分野での課題が見えにくい。 個人的印象かもしれないが、福祉分野での課題やそれに対する協議・検討は概ねされていると思う。	H29		本会議や部会には様々な分野の方にご参加いただいているので、障がい児者にまつわる課題等をぜひ挙げていただき、共有や必要に応じ解決に向けた協議等を行っていただき。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者 本位の地域生活支援	(2) 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ⑦関係機関・団体との連携による支援体制の充実	実施中 (実施済)
	各部会で事例検討された内容を集積し、社会資源の開発や政策提言(行政やサービス事業所への働きかけ)につなげる	事例の積み上げが各部会の中では充分なされていると思われるが、各部会に参加していない委員もおられることから、事例検討され、抽出した課題を委員で共有し、議論する機会があれば委員の資質の向上(様々な立場での委員が参加しているので)にもつながるのではないか。 分野を超えてネットワーク構築をどう図っていくかも課題の一つ。			各部会で様々な取り組みや検討を進めているが、取り扱う課題の中には、部会に参加していない関係者からの助言等を必要とするものや、分野を超えて関係者と共有すべきものがあると思われる。そうした内容は本会議で取り扱う内容としてご提案いただきたい。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者 本位の地域生活支援	(2) 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ⑦関係機関・団体との連携による支援体制の充実	実施中 (実施済)

委員提案内容					令和2年9月現在の状況	障がい者生活プラン			
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組			
相談支援体制	各区役所の問合せ対応について	当事者、家族より区役所にサービス利用の相談があった時に、「障がい者相談支援センターに聞いてください」と丸投げされて対応に非常に困っている。専門性の必要のない情報の提供に手が取られてしまい、本当に専門性を必要とする支援に支障をきたしている。	R1	・「相談プラグを検索すると、熊本市の事業所と連絡先だけでなく空き情報も分かるので、それを確認して、空いている事業所を探してください」と窓口や電話対応で徹底していただきたい。委託相談のスタッフに「専門性を必要とする相談支援」に集中させてほしい。	相談支援部会との連携や相談プラグの活用に向けて、さらなる周知を図っていく。相談プラグについては、区への説明を実施しており、利用者へ案内している。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2) 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ①相談支援事業の充実	実施済
	相談支援事業所が不足し、計画相談の受け入れが難しい状況にある	特定一般相談支援事業所の受け入れが難しく、すぐに計画相談へ繋がらないことがあるため、特定相談支援事業所の確保が必要である。		熊本市より相談支援事業所の確保が出来る体制作りを検討してもらいたい。	平成30年度に9箇所指定、平成31年度に7箇所指定を行っており、令和2年度は9月時点で2箇所指定している。今後も事業者の拡充については、適正な報酬単価の設定について継続的に国へ働きかけるとともに、様々な機会を捉え、相談支援事業への参入を勧奨するなど、相談支援事業所の確保に努めたい。また、平成30年4月の報酬改定にて新設された加算等について、趣旨及び適切な算定方法等について、相談支援部会等で周知を図り、加算の取得促進に努めている。相談支援専門員を複数人配置することで加算を取得でき、経営面の安定化につながるほか、相談支援の質の確保・向上にも効果が期待できるこれから、様々な機会を捉えて周知していくたい。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2) 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ①相談支援事業の充実	実施済
	福祉サービスを利用するため契約できる相談支援事業所が見つかりにくい(単独で探される方については各区役所の福祉課のサポートが得られないのか)	支援機関に繋がらず、単独で相談支援事業所を探すことに苦労されている方がいる現状がある。福祉サービスを安心して利用していただくためにも、手続きまでのサポートを行政機関がする必要があると考えるため	H29		障害福祉サービスの支給申請の際には、区役所において相談支援事業所の一覧を渡すとともに、利用者のニーズに応じていくつかの事業所の案内を行っている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2) 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ①相談支援事業の充実	実施済

委員提案内容					令和2年9月現在の状況	障がい者生活プラン			
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組			
相談支援体制	居宅支援事業所と相談支援事業所との関係について	相談支援事業所においても人手不足が問題と思われるが、サービス事業所との連携が取れない相談事業所も見受けられる。連絡、相談したい際、担当者が不在のことが多く、個人的な要求を強要される等の利用者に対して自立支援や公平公正なサービス提供に反すると思われる事例に対しても個々で対応せざるをえない状況にある。また、行政機関でも、一部の養育支援において、本人等へ十分な説明をしていない等、丸投げの事案もあるとの意見も出ている。	H29	利用計画に則った自立支援が基本であるため、チームで支援していかなければ公正な利用が担保できなくなる恐れがあり、介護保険制度への移行を見据えた連携をお願いしたい。いわゆるモンスターな利用者に対するサービス事業所の相談窓口等も設置してもらいたい。	相談支援事業所に対するご意見等については、指定・指導を担当している障がい保健福祉課が窓口となり対応している。介護保険制度への移行については、移行前に、区役所福祉課職員が利用者へ説明を行い、円滑な移行を勧めているところ。また、必要に応じて福祉課の高齢班とも連携を行っている。今後は共生型サービスの動向等も踏まえ、適切に対応していく。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実	実施済
委託相談支援事業所 基幹相談支援センター設置	基幹相談支援センター設置	・基幹相談支援センターの設置要否について議論が必要。 ・委託相談支援事業所、特定相談支援事業所の中心となる熊本市に必要な基幹相談支援センターのあり方を検討する必要がある。	H27-28	・基幹相談支援センターについては早々ではなく、3年後の再公募の時期辺りに合わせ必要性について検討してはどうか。 ・協議会にて、他県の基幹相談支援センターの情報を収集し、熊本市では、どのような機能を求めるのか議論する。	平成30～令和2年度の熊本市障がい者相談支援事業業務委託の公募に向けた検討と併せて、基幹相談支援センターの設置について自立支援協議会等で協議を行ってきたところ。平成30年度より、まずはモデル圏域において地域支援事業(地域の関係機関との連携強化や障がい者理解促進、災害時の支援体制構築等の取組み)を実施し、その実施状況等を踏まえ、本市での地域支援事業実施及び基幹相談支援センター設置の検討を行っている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実	①相談支援事業の充実	検討中
地域生活支援拠点整備	地域生活支援拠点の具体的構想についての検討	いわゆる8050問題、老障介護の問題の解消のためには、地域生活支援拠点が必要であり、令和2年度末までに整備するという計画となっているが、緊急時の受け入れ体制や、いざという時のためのお試しのグループホーム利用など、どこまで検討が進んでいるのか。	R1	・受入可能とされている事業所がいざという時に本当に受け入れられるのか。 ・委託の障がい者相談支援センターに体力は残っているのか。 ・8050問題や、虐待事例に隠れた要支援予備軍をどう見つけ出して福祉に繋げていくのか、要援護者名簿の見直しから始めていく必要があるのではないか。	緊急時の受入先やグループホーム等の体験の場については、事業所確保の方策について、今後も引き続き検討していく。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (1)施設等から地域生活への移支援	①地域生活支援拠点等の整備	検討中
	地域生活支援拠点に必要なショートステイ拡充に関する検討	面的整備を基本とする熊本市のプランでは、今後ショートステイの拡充が不可欠であると考える。現在のショートステイ事業所は予約がいっぱいで、土日利用は特に難しい状況にある。まず、ショートステイの利用状況と、希望者、利用者からアンケートなどにより、熊本市の状況を確認したい。	H29	これを手始めに、調査結果をもとに面的支援では他にも何が足りないかを考えていく必要があると思う。	今後、地域生活支援拠点整備を進めていくにあたり、短期入所のニーズや実態については確認する必要があると考える。また、緊急時の受入体制の確保のための方策については、現在検討を進めている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (1)施設等から地域生活への移支援	①地域生活支援拠点等の整備	検討中

委員提案内容					令和2年9月現在の状況	障がい者生活プラン			
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組			
高齢障がい者に対する支援	65歳以上の方の福祉サービス(特にA型・B型事業所)の利用が、熊本市だけできない。	支援の現状として、65歳以上でも就労意欲と能力のある方が多く、そうした方の生きがいのために働く場所の確保が必要だと感じるため。また、熊本県内でも65歳以上の就労系福祉サービス事業所(特にB型)が認められている地域もあるので、熊本市にも認めてもらいたい。	H29	65歳以上の就労系福祉サービス事業所の利用申請ができるという熊本市の事業政策を改修していただきたい。	就労移行支援及び就労継続支援A型については、申請日時点が65歳未満の者であれば、65歳以上になった後も継続して利用することを可能としている。 就労継続支援B型の対象者については、国の基準では年齢制限の考えはないが、年金制度等の関連性を理由に、本市独自に「65歳未満」の要件を定めていた。 しかし、見直しを求める意見も挙がっていることから「65歳未満」とする就労継続支援B型の対象者については他都市照会等を実施し、見直しについて区役所福祉課と協議した結果、平成30年度より年齢要件を撤廃することとした。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (3)生活を支援する障害福祉サービス等の充実 ①障害福祉サービス等の円滑な提供		検討中(一部実施中)
	障がい者と親の高齢化対策	本人の高齢化と併せて親の高齢化の対策が必要。親子で我が家にいて、どこのサービスも利用していない方が、増えてきている。早急な対策が必要である。		将来を見据えた、障害者施設の整備、高齢施設との連携の検討を図る。	地域共生社会への移行を見据え、相談支援事業所等が地域包括支援センターや民生委員等の関係機関と連携し、地域において必要な支援が行き届いていない障がい者に対する支援をより充実させる必要がある。平成30年度よりモデル圏域の熊本市障がい者相談支援センターにおいて地域支援事業を実施し、地域の関係機関との連携強化や障がい者理解促進、災害時の支援体制構築等の取組みを進めている。 これらモデル圏域での事業実施状況等も踏まえながら、全市において親亡き後の支援を含む、障がい児者の生活を地域全体で支える体制を整備するため、令和2年度までの地域生活支援拠点等の整備に向けて、自立支援協議会での協議をお願いしたい。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ①相談支援事業の充実		検討中
	高齢化する障がい者対策(65歳問題)	・原則65歳になったら介護保険のサービスが優先され、利用料も発生する。 ・障がい者の65歳問題を含め、総合支援法と介護保険の制度の中で高齢の障がい者をどのように支えていくか、課題の整理と支えるためのシステムづくりが必要。		各事業所の高齢化の実態・課題等調査。また、総合支援法と介護保険による高齢者を支える仕組みづくり。	介護保険制度との適用関係については、国の通知に基づき運用がなされているところであるが、スムーズな移行に努めてまいりたい。 また、障害者総合支援法の3年後の見直しにより、平成30年度から、介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた高齢障がい者の介護保険サービスの利用負担を軽減する制度(新高額障害福祉サービス等給付費)が設けられた。現在受付・支払いに向けて国の通知を確認しつつ、国保連等と協議をおこない、支払いに向けての準備中。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援 (2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 ①相談支援事業の充実		検討中

委員提案内容					令和2年9月現在の状況	障がい者生活プラン			
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組			
高齢障がい者に対する支援	重度訪問介護において障害支援区分5及び6で全額利用している者が65歳以上の高齢障がい者	総合支援法の重度訪問介護から介護保険に65歳で移行するときに、同量のサービスができないので利用者との問題が多発している。	R1	65歳以上になっても、引き続き重度訪問介護が利用できるよう市独自に施策を講じてほしい。介護支援専門員に問題を押してつけている現状は甚だ遺憾である。	65歳以上になっても、市町村が適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができない場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスの支給を受けることが可能である。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 (4)障がいのある高齢者に対する支援	実施済
	老障介護や障老介護について	熊本地裁で93歳の母親を殺害した64歳の長女の裁判員裁判の判決が言い渡された。このような老老介護の問題だけでなく、老障介護や障老介護の問題は地域生活支援を考えたときに、実態を把握しておくべき問題ではないかと思う。個人情報の壁はあるかと思うが、地域に住む障がい者が関係機関やキーパーソンと繋がっているかどうかの調査は行っておくべきだと思う。 既に調査が実施され、把握ができる支援が行われていれば、数値だけでも報告してほしい。		調査を実施するという方向ならば、誰がどのような方法でいつ調査するか、検討していく必要があると思う。	(障がい保健福祉課) 障がい者相談支援センターにおいて、地域包括支援センター(高齢者支援センターささえりあ)や地域住民(自治会、民生委員・児童委員)等と連携を図りながら、地域の実態把握に努めている。ケースごとに、必要に応じ、障害福祉サービスや支援機関につなげている。 (高齢福祉課) 地域包括支援センター(高齢者支援センターささえりあ)で実施する70歳以上の単身高齢者等を対象に行う高齢者見守り事業にて世帯状況を把握し、必要に応じて、サービス(フォーマル・インフォーマル)の紹介支援や、継続的見守りを実施している。令和元年度は約12,700人を訪問している。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(2)障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 (4)障がいのある高齢者に対する支援	一部実施

委員提案内容					令和2年9月現在の状況	障がい者生活プラン				
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組	利用者本位の地域生活支援	(3)生活を支援する障害福祉サービス等の円滑な提供	実施済	
障害福祉サービス	ヘルパーの人材不足が深刻となっており、障がい者の在宅生活の維持が厳しくなっている。	地域で生活している重度の障がい者のケースで、深夜帯や早朝のヘルパー事業所の撤退があり、次の事業所を見つけられない状況が初めて起こっている。もともと、深夜帯や早朝を担ってくれる事業所自体が少ないこともあるが、担い手のヘルパーが辞めると次を補充できない事業所も多い。他にも、朝の支援の時間を本人の希望する時間から変えないといけなかったケースもある。このままでは、地域で暮らし続けること自体が難しくなっていくと考えられる。 また、地域生活をしている重度の障がい者が、一時的に数か月入院し、退院をする際、ヘルパー事業所が見つからない事案が起こっている。本人の地域に戻って生活したいという想いがかなえられない事態が発生しており、今後も同様の事案が発生すると考えられる。	H29	ヘルパーの人材不足については、ヘルパー事業所も訪問介護員の人材不足改善のための検討会を開催し、市とも情報交換を行っていると聞いている。本協議会でも現状を確認し、ヘルパーが入れない状況が起こった時の対応についてのアイデアを出し合って、今ある制度の柔軟な対応ができるかも含めて協議しておく必要があると思う。	平成30年度においては、ヘルパー事業所を5箇所、平成31年度に6箇所指定した。また、令和2年度においても、これまでに2事業所指定を行っている。事業所不足が深刻である地域もあるため、引き続きヘルパー事業所の新規開設の勧奨を行っている。また、平成30年報酬改定による処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得促進を図るほか、適正な報酬単価の設定について国へ働きかけることにより、人材不足の解消に努めている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(3)生活を支援する障害福祉サービス等の円滑な提供		
	ヘルパーの人材不足が深刻となっており、障がい者の在宅生活の維持が厳しくなっている。	昨年度もヘルパーの人材不足について、お知らせしていたが、引き続き課題抽出も含めて改善策を協議させて頂きたい。	H29	訪問介護員と施設の介護職員とでは資格条件も含めて、かなりの差がある事を再認識が必要。利用者宅が支援の場所であるため劣悪な環境等も多々あり、ヘルパーの健康被害も発生することから、長時間の支援は難しい。 訪問介護員は福祉の専門職であるため、掃除屋や調理人とは違うことを申し添える。	事業所指定やヘルパーの人材確保等に関する現状の対応としては、前項目に記載のとおり。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(3)生活を支援する障害福祉サービス等の円滑な提供	実施済	
障害福祉サービス	ホームヘルパーの人材不足に係る対応について	人材不足は以前から言われていることであり、少子高齢化でますます不足している状況。さらに働き方改革などの影響もあり、ある程度余裕のあるシフト調整を行う必要があるため、対応できる利用者が限られている。小規模事業所では対応が難しい現状がある。特性に応じた多様な利用者に対応できるスキルを持った人材の育成が課題で、引継ぎの為に有益な制度があっても活用できていないと感じる。いつまでも住み慣れた自宅で暮らしたい、を支援したい思いはあるが、技術不足や頻繁に変わる制度への知識不足があると認識している。	R1	魅力を発信できる場の情報提供をお願いしたい。特に学校関係などで「訪問介護の意義」について話をする機会があれば福祉についての理解が進むと考える。 サービスの質を向上させるためにも、課題の共有を行える場があると良いと考えるが、一人一人が目の前のサービス提供に精一杯になっている現状を変える必要がある。実地研修などで、ご利用者にも協力してもらいながら、ヘルパーを育ててほしい。 介護保険や障がい福祉では、根柢となる法律の違いから、	(障がい保健福祉課) 良質な人材の確保ができるよう適正な報酬単価の設定について国への働きかけを継続していく。 (介護保険課) 介護人材不足については、介護保険分野においても課題である。そこで介護の魅力を発信する場として、熊本県と共同で毎年11月に介護の日イベントを実施している。また、障がい分野とは適用される法律が違うことから、介護分野での取り組みはあくまでも参考としての例示であるが、介護保険法に定められた介護予防・日常生活支援総合事業により、事業者が生活援助型訪問サービスを実施していることから、熊本市においてはその業務に従事できる人員の養成講座を行い、人材育成を行っている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(5)福祉に携わる人材の育成	④介護分野の人材不足への対応	一部実施

委員提案内容					令和2年9月現在の状況	障がい者生活プラン		進捗状況		
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組				
	ホームヘルパーの働きやすい職場環境について	働く場がご利用者宅であるホームヘルパーにとって、セクハラやパワハラ、受動喫煙やペットへの対応など、多様化している現状に「基本1対1で密室」で行われるサービスが社会において共有されていないと感じている。台風などの災害時の対応において、例えば高齢分野のデイサービスが事前にサービス提供中止を決定した際には、逆にヘルパーへ訪問依頼が来るなど、突発的にサービスが増加するケースも増えてきている。	R1	訪問介護員の「できる事、できない事」があることを、広く地域の方にもお知らせする必要がある。	(しごとづくり推進室) 左記の課題については、介護業界における慢性的な人手不足が根底にあると考えることから、本市では、介護人材の育成事業を行っている。 【令和2年度事業の状況】 事業名:介護福祉士実務者研修業務委託 予算:3,800千円 受託者:熊本市職業訓練センター 募集期間:R2.6.8～R2.8.31 申込資格:市内在住で休職中の方 必要経費:入学金・受講料、テキスト代全て無料 訓練期間:R2.9.8～R3.3.28(1日7時間程度) 訓練場所:熊本市職業訓練センター 定員15名、訓練生9名 ※訓練終了後には介護業界への就職斡旋あり					
障害福祉サービス	障害福祉サービス(居宅介護)の支給に関する基準について	障害福祉サービス等の支給に関する基準について、食事介助は0.25時間、洗濯は週1回0.5時間等、現実的に困難な支給算定基準になっています。その他にも入浴は週3回といった利用者の生活を全く無視した基準があります。何を基準に作られたものなのか、また、この基準について市はどうに認識されているのか教えてください。	H29		基準時間及び基準回数は、障害種別ごとの特性、障害の程度等を総合的に踏まえ、他の支援内容、複数日分の支援等が一体的に提供されることを勘案して設定したもの。 これらの基準を参考に支給量の算定を行うが、基準を超える時間・回数の希望等があった場合は、真に必要性があることの確認を行った上で支給を行う。 入浴回数の制限については、平成29年度から検討を行い、協議を重ねて、R2年度より週3回から5回に変更したところである。	第2編 第2章 【基本目標 2】 質の高い地 域生活の実 現	1 利用者 本位の地 域生活支 援	(3)生活 を支援す る障害福 祉サービ ス等の充 実	①障害福 祉サービ ス等の円 滑な提供	実施済

委員提案内容					令和2年9月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組			
福祉	福祉サービスの手続きに時間かかり、利用までの待機期間が長い	各区によって待機期間にバラツキがあり、利用者に見通しを伝えづらい。また、利用までの待機期間に就労意欲の低下や経済的に不安定になる方もいる。	H29	福祉サービス事業所(特にA型・B型)の利用が決まった方が早期に就労できるよう手続きを簡略化することはできないか(例えば、受給者証を交付後に相談支援事業所が中心となり残余期間中に利用の適性を確認する等)	現在、調査時間の短縮に向け、区との協議を進めているところ。 障害児通所支援については、平成26年度末から支給決定期間短縮に向けた業務改善を行っており、平成31年度からは、約3年に1回の調査とすることで一定の効果がみられている。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(3)生活を支援する障害福祉サービス等の充実 ①障害福祉サービス等の円滑な提供	実施中
	喀痰吸引等の実地研修について	士士法改正により認定事業者は医師の指示により喀痰吸引等の支援が実施できる事となった。基本研修については研修機関等充実しているが、実地研修について、指導看護師の確保や対象利用者の確保など訪問介護事業所によって差がある現状がある。医療法人系事業所や施設系事業所は実施しやすく、真に必要と思われる在宅のみの事業所は実地研修までのハードルが高くなっている。		可能ならば情報提供(公開)や行政機関等の積極的関与を希望する。	喀痰吸引等の実地研修は、熊本県が財団法人 総合健康推進財団へ委託している。今後も、研修等に関する情報がある場合は周知に努めていく。 指導看護師については、医療機関や訪問看護事業所等にお願いするなどして、確保をお願いしたい。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(5)福祉に携わる人材の育成	
移動支援	おでかけICカード移行後の調査結果をふまえたおでかけパス券復活の検討	おでかけICカード移行後の調査報告によると、おでかけパス券(年間2,000千円)利用者の半数以上が年間3,600円以上であり、中には18,000円以上負担をしている利用者が210名もいることがわかった。再検討する必要があるのではないか。	H29	IC化以前の市交通局との契約と、現在の契約の違いを分かりやすく説明していただきとともに、負担軽減の方法を検討していただきたい。 他県などで同様のサービスを行っているのがあれば、調べて資料として出していただきたい。	熊本市優待証(さくらカード)制度について、高齢者や障がい者の社会参加の促進等を目的に実施しているが、事業開始から20年以上が経過し、この間、障がい者等を取り巻く状況が大きく変化している。改めて事業の目的や効果、課題を検証し、今後のあり方について検討を行うため、平成30年度に外部有識者を含めた検討会を健康福祉政策課において設置し、おでかけICカード移行により負担が重くなったとの意見への対応についても併せて検討を行った。 現在、検討会の報告書等をもとに府内全体で検討を行っており、なるべく早い時期に制度の方向性をお示ししたい。	第2編 第2章 【基本目標2】 質の高い地域生活の実現	1 利用者本位の地域生活支援	(3)生活を支援する障害福祉サービス等の充実 ①障害福祉サービス等の円滑な提供	検討中

分野	課題	委員提案内容			令和2年9月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況	
		提案理由(要約)	提案年度	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組	(2)権利擁護の推進、虐待の防止	(3)権利擁護に対する支援(成年後見制度)		
権利擁護	「成年後見制度利用促進基本計画」の中で、平成33年度までに「体制整備」を行うことと「中核機関」を設置すること等がうたわれているため、議論が必要ではないか	地域生活支援拠点等整備事業は基幹型相談支援事業所の整備と共に対応を協議するようだが、成年後見制度利用促進基本計画の中でも「地域連携ネットワーク」の構築や「中核機関」を整備する中に、相談支援事業所やサービス提供事業所もイメージ図には記載がある。現在国が示している工程表では平成33年度迄に整備するとなっているが、熊本市障がい福祉計画(第五期)は平成30年度～32年度となっており、障害福祉計画に乗せて検討することが難しいので、自立支援協議会や場合によっては部会等も活用し、協議や意見集約等を行い、熊本市としてどの様な形が求められているのか等を検討するべきと考える。拠点整備事業でもネットワーク、利用促進計画でもネットワークで正直混乱しそうな感じがする。	H29	正直見当がついていないが、これについては家庭裁判所等の考え方や思惑等も関連する所があると思われるのでは、まずはこの法律(成年後見制度の利用の促進に関する法律)や現状の法定後見制度の課題等を関係者が知る所(研修を開催したり等)から始めるべきではないかと考える。	成年後見制度利用基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律29号)に基づき平成29年3月24日に閣議決定されたものである。(計画の対象期間はH29～R3年度の5年間) 市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされた。 本市においては、「第4次熊本市福祉計画・地域福祉活動計画」の中に位置づけて令和2年4月に熊本市成年後見制度利用促進計画を策定。	第2編 第1章 【基本目標1】 障がいへの理解促進と権利擁護	2 差別の解消及び権利擁護の推進	(2)権利擁護の推進、虐待の防止 (3)権利擁護に対する支援(成年後見制度)	検討中	
災害(熊本地震)	熊本地震からみえた課題の共有や改善すべきことの検討	熊本地震を経験し、色々な課題が顕在化されたのではないかと思う。それについて議論等がどこかで必要ではないか。そして、この未曾有の震災を経験したからこそ街づくりができたらと考える。	H29		一部の部会では熊本地震発生直後の会議で様々な課題について話し合われたり、戸別訪問等の対応に当たっていただいた。 本市では、熊本地震での経験を活かすとともに、改善すべき課題に対応するために、「熊本市地域防災計画」の抜本的な改訂に合わせて、「避難所開設・運営マニュアル」の見直しを行なった。 また、健康福祉局において改定を行った「福祉避難所等の設置運営マニュアル」の中に、新たな取組みとして、大規模災害発生時に市内に6ヶ所ある特別支援学校を「福祉子ども避難所」に指定すること等を盛り込んだ。 昨年度末に完成した障がい者生活プランにおいても、防災対策及び災害時の支援体制の項目を充実させ記載している。	第2編 第3章 【基本目標3】安心して暮らせる社会体制の整備	1 安心・安全なまちづくり	(1)防災対策の推進(災害時の支援体制の充実)	—	実施中

委員提案内容					令和2年9月現在の状況	障がい者生活プラン			進捗状況	
分野	課題	提案理由(要約)	提案年度	検討の方向性(委員提案)		編・章・施策の方向性・具体的取組				
情報提供	障がいのある子どもの保護者に対する情報の提供について	障がいのある子どもの保護者が、最初に出会った相談者によって非常に狭い範囲での照会が行われており、特定の指導法へのこだわりからその後のトラブルを生じることもある。さまざまな指導法や療育があることを保護者が理解して、その中から保護者や本人が選択できるようなシステムが必要である。	H29	保護者によりそって、さまざまな指導法や療育に関する情報を提供できるコンシェルジュのような人がいたらと思う。	・各区保健子ども課の保健師が保護者の悩みに応じて、必要な情報を提供したり、必要時適切な機関につないでいるが、保護者の相談も療育・福祉・教育など幅が広く、相談先も多機関にわたる現状であり、情報の集約が難しい状況にある。 ・幼児健診の事後フォロー等として心理相談員を配置し、個別対応・支援を実施している。 ・子ども発達支援センターでは、保護者や支援者へ情報を提供し、保護者の理解を進め支援者のスキル向上を図るために、研修会(ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、発達支援コーディネーター養成、支援者研修会等)を実施している。また、府内関係部署や地域発達支援ネットワークにおける連携により療育に関する情報を共有し、相談対応時に活かしている。支援者が力をつけ、相談者に寄り添った支援ができるよう取り組んでいきたい。	第2編 第3章 【基本目標 3】安心して暮らせる社会体制の整備	2 情報提供、意思疎通支援の充実	(1)障がいのある人に配慮した情報提供の充実	—	必要に応じて検討